をお願 き続き医療費の 要があります ます

○ジェネリック医薬品を 利用しましょう

慢性疾患等の薬を服薬して

ながら、 せて医療費の抑制に努める必の解決にはなりません。あわ 入を増や 重くなり過ぎな ただくというものです。 入者には応分の負担をして は軽減措置を講じて、 しか 担税力のある国保加 しただけでは健全化 税率を改定し、 抑制にご協力 いよう配慮し 今後も引 負担が

そのため、 つま してい しま いることになります。 ない 般会計繰入金が しまいます。 市政に大きな 人にも負担を 人の負担が増 本来、

政健全化に向 影響を与えて なって 般会計で使える予算が少なく えるばかりでなく 増加すると言うことは国保に

定の内容は、

に税率改定を行 所得の低い人にで行いました。改同け、平成23年度

に努め 3割

围 財 政 本来、 **の** 国保加 全 化 己 向

け

3

ましょう。

薬剤師に相談のうえ、

)医療費通知を活用しましょう 医療費を抑制するには

のこと、

市国保の

-か月当た:

れば、

自己負担は

会計からの繰入金は、

国保に

いない

人者で賄うものですが、

一般

年6回、 医療機関を受診 医療費通知を郵送し

を通じて

相当の

額は少なくて されます。

とを再認識 (市国保) います。 自己の窓口負担額 (9割 を確認するとともに、 ŧ が負担して 割 医療費の節約 は保険者 (1 割 るこ

75歳からの医療保険・後期高齢者医療制度のおはなし

ジェネリック医薬品

をお願いします。

年間医療費は1人あたり 約85万円 (本庄市)



【運営主体】

埼玉県の全市町村で構成する埼玉県後期高齢者医療広域連合が 運営しています。

【被保険者】

75歳以上の人、及び65歳から74歳の人で一定の障害があると 埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人。

【保険料】

医療に要する費用に充てるために保険料を賦課、徴収していま す。平成22年度の保険料は、4億6,059万6,360円の調定額に対 して4億5.729万6.910円を収納しました。収納率は99.28%に なります。

【医療費】

埼玉県全体では被保険者57万7,403人に対して4,774億228万 円の医療費がかかっています。1人平均は82万6,809円となり ます。

本庄市では被保険者8,497人に対して71億9,452万5,338円の 医療費がかかっており、1人平均は84万6,714円となります。

この医療費は現役世代が加入する医療保険からの後期高齢者支 援金で約4割が賄われ、公費(国34%、県8%、市町村8%) で5割、残りの1割を後期高齢者医療保険料で賄っています。

平成23年度はこの医療費がさらに増加の傾向にあります。

給付費は増、税収入

保険給付費

67.0%

保険事業ほか3.8%



療養給付費等 国保税 国庫支出金 25.8% 交付金5.6% 20.7% 歳 入 86億7,456万円 10.9% 市繰入金 10.1% 前期高齢者交付金

しま

しか

は約30%であったものが、平に占める割合が平成20年度にである国保税は減少し、歳入 加しま-86 億 2、 込みました。 成22年度は20・ 平成22年度の歳出合計は、 Ō 920万円で前年度 8%とわずかに増

%まで落ち

え続けており、歳出に億8、271万円で、 そのうち保険給 市国保の構造的な特徴と 増え続ける医療費 3%に達. 歳出に占める 付費は、 います。 年々増 57

歳 出

俊期局虧者 支援金11.8% 86億2,920万円

療機関に受診する機会も多 高齢者の比率が高く、 矢 00万円に達しています。平成22年度には約57億8、0成21年度には56億円を超え、は約50億であったものが、平 減少 にも関わらず、

減少する国保税収 入

このよう

に増え続ける医療

財源である国保税の収納額 保険給付費が年々増加する 歳入の重要な ば

は一般会計からの繰入金に依保されないため、その不足分費に見合うだけの税収入が確

共同事業拠出金

10.7%

介護納付金 5.1%

ことから、

納額も少ない状況にあります。人が多く、収入が不安定で少人が多く、収入が不安定で少雇、会社の倒産等で離職した 歳入と歳出のアンバランス 現在の市 国保の加入者は解

0

保険給付費は平成19 途をたどって

 \bigcirc

ます。

年度に

<u>\</u>

今現在は、高額な外来診療を受けた時、ひ と月の窓口負担が自己負担限度額以上になっ た場合でも、いったんその額をお支払いいた だき、後で高額療養費としてお返ししていま

4月1日診療分から「限度額適用認定証

高額な外来診療を受ける人は、4月1日以 降に保険課又は市民福祉課で「限度額適用認 定証」の申請をしてください。

ただし、70歳以上の住民税課税世帯の人は 「限度額適用認定証」は不要です。また、入 院用として、平成23年8月1日から平成24年 3月31日までに「限度額適用認定証」の交付 を受けた人は4月1日以降も引き続き、そち らをご使用ください。外来診療でもご使用い ただけます。

平成22年度の歳入合計は **汽** 歳出 の 内容は

県支出金 5.5%

围

民

保険

ド

国保加入世帯

13,119世帯

被保険者数

24,152人

(平成23年12月31日現在)

お問い合わせ先

保 険 課

251116

市民福祉課

☎221331

(内線315)

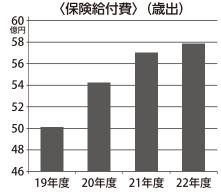
8%とわず 456万円で前年比 \bigcirc 重要な財源 かに増加

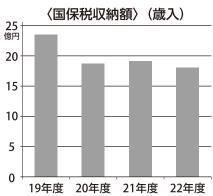
86 億 7

高額な外来診療を受ける人へ

等」を提示すれば、ひと月の医療機関等の窓 □での支払が一定の金額にとどめられます。

リック医薬品があれば医師、いる人で、利用できるジェネ ジェネリック医薬品を利用 年間や一生の負担も軽減 じもちろう 利用





平成24年2月1日号